

加茂市 特定不妊治療支援のご案内



加茂市では、特定不妊治療費（不妊治療のうち体外受精及び顕微受精）に要する費用について助成を行っています。

1 対象者

法律上婚姻している夫婦であって、次に該当する人が対象です。

- (1) 特定不妊治療（体外受精及び顕微受精）が必要であると医師に診断され、その治療を受けた人。
- (2) 夫又は妻が加茂市に住所を有する人。

2 対象となる治療

保険適用外の治療費のみが対象です。（保険適用分の治療費、入院費、食事料、文書料、消費税等は対象外）

3 対象となる医療機関

新潟県知事が指定した医療機関。（新潟県ホーム＞健康・福祉＞家庭・子育て・青少年＞不妊・子どもの医療費助成＞新潟県不妊に悩む方への特定治療支援事業のご案内の医療機関一覧をご確認ください。）

また、他の都道府県知事や指定都市又は中核市の市長が、特定不妊治療を実施するのに適当であると認めた医療機関は、知事が指定した医療機関とみなします。

4 助成額

1年度あたり上限10万円

（県の助成を併用される人は県の助成決定額を控除した額）

5 必要な書類

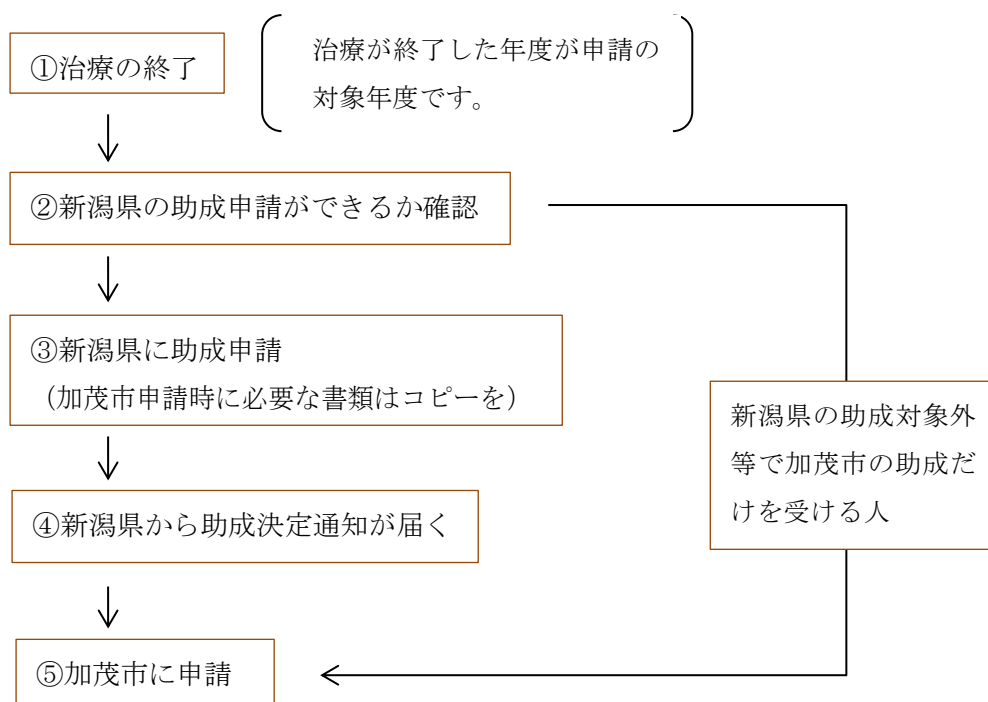
〈加茂市のみ申請する人〉

- (1) 不妊治療助成事業補助金申請書
- (2) 不妊治療助成事業受診等証明書
- (3) 証明書に記載されている額の領収書のコピー

〈加茂市と県両方申請する人〉

- (1) 加茂市用の不妊治療助成事業補助金申請書
- (2) 県に提出する不妊治療助成事業受診等証明書と領収書のコピー
- (3) 県の決定通知書

6 申請のながれ



県の事業についてはこちらにご相談ください。

- ・新潟県福祉保健部健康対策課母子保健係 TEL025-280-5197
- ・三条地域振興局健康福祉環境部 TEL0256-36-2292

お問い合わせ 加茂市役所 健康課衛生係 TEL0256-52-0080 (内線 162、164)